論点スペシャル

解説

旧優生保護法「違憲」

最高裁大法廷の判決は、被害回復への道を大きく開くもので、私たちが求めていた中でも最高の内容だった。憲法の「個人の尊厳」として、そして「人権の尊重」としての「矜持」を示した結論だと受け止めている。

戦いの始まりは2013年、後に仙台訴訟の原告となる飯塚淳子さん（仮名、70歳代）との出会いだった。生活に関する法律相談を受けていた際、偶然、強制不妊手術の話が出た。私は当時、旧優生保護法の存在すら知らず、言葉を失った。

16歳で子どもを持つ未来を奪われ、夫やその親族に手術のことを知られると、「生きている意味がない」と言われたという。なんとか力になりたい、その一心で代理人を引き受けた。

道のりは険しかった。裁判を起こすのに必要な手術記録は宮城県が廃棄していた。世論を喚起しようと、15年に日本弁護士連合会（日弁連）に人権救済を申し立てるという苦肉の策をとった。日弁連が17年に国に謝罪を求める意見書を出し、それをきっかけに佐藤由美さん（仮名、60歳代）ともつながった。

県に手術記録が残っていた佐藤さんが18年に初の訴訟を起こし、その後、県が飯塚さんに手術を行った事実を認めたことで、飯塚さんも訴訟に加わった。細い糸をたぐり寄せるように、できることを重ね、奇跡的に提訴にこぎ着けることができた。

意思に反して不妊手術を強いられ、佐藤さんと飯塚さんは著しい人権侵害を受けた。旧法が違憲だということは法律家として自信があったが、賠償請求権が20年で消滅する「除斥期間」の壁が目の前に立ちはだかった。

2人に対する仙台地裁の判決は19年5月。初の司法判断で、旧法を「違憲」と断じたものの、除斥期間が適用されて国への賠償請求は棄却された。続く各地裁の判決も同じ結果だった。

それでも、私は「違憲判断の積み上げが勝利につながる」と信じ、各地の弁護団と議論を重ねた。努力が結実したのが22年2月の大阪高裁判決で、除斥期間の適用を認めず、初めて国に賠償を命じた。

仙台訴訟だけ2審でも敗訴し、しびれを切らされた思いだったが、大法廷は高裁判決を破棄し審理を差し戻した。佐藤さんと飯塚さんの「勝訴」に対する思いは、近いうちにかなえられるはずだ。

今後、重要なのは漏れのない救済だ。国はだまして強制手術を行ったことをも許していた。手術記録があるのに、訴えが起こされていないことを理由に無視するのは、被害者を「2度だます」ようなものだ。国は各地の高齢者施設などを網羅的に調査するための予算をつけ、積極的に被害の掘り起こしに努めるべきだ。その道筋をつけることが私の仕事だと考えている。

（社会部　杉本和真）

全国優生保護法被害弁護団共同代表

新里 宏二 氏

にいさと・こうじ　1983年、弁護士登録。多重債務者の救済など消費者問題に長年取り組んできた。仙台弁護士会会長や日本弁護士連合会副会長などを歴任。72歳。

漏れなき救済へ 実態把握を

障害を理由に不妊手術を強制した旧優生保護法に関する裁判で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は3日、旧法は「違憲」と断じ、国に対して被害者に賠償するよう命じた。強制不妊手術のような重大な人権侵害には損害賠償を求める権利が消滅する「除斥期間」は適用されないとした大法廷判決。その意義と今後の課題を3人に尋ねた。

東京大教授

市野川 容孝 氏

いちのかわ・やすたか　東京大大学院博士課程単位取得退学。医療社会学や障害学などが専門で、共著に「優生学と人間社会」がある。60歳。

「生命に優劣」いまだ根強く

旧優生保護法について、大法廷は、「公共の福祉に反しない限り」個人の諸権利は尊重されると定めた憲法13条に違反すると明確に述べた。この点を特に評価したい。

旧法施行翌年の1949年、麻酔薬を使ったり人をだましたりして強制手術を行うことが憲法に違反しないか、厚生省（現・厚生労働省）が法務庁（現・法務省）に問い合わせた。法務庁は同条の「公共の福祉」を盾に「公益上の目的が掲げられ、憲法の精神に背くものではない」と回答した。旧法が廃止される96年まで続いた行政の考えを、司法が誤りと否定したことは意義深い。

旧法は1条で「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という目的を掲げていた。この文言が偏見を招き、被害者が声を上げられない状況を作り出した。重大な人権侵害を引き起こした国の責任は大きいのに、「時間の経過」を理由に「損害賠償を求められない」とするのはあまりに理不尽だ。大法廷が「著しく正義・公平の理念に反する」として、除斥期間を適用しなかったのは英断といえる。

今後は国による被害者への補償の見直しが大きな焦点となる。

私自身、90年代後半から強制手術に対する国家の補償を求める市民活動に参加してきた。被害者に一時金を支払う制度が2019年に創設される際は、超党派の議連に海外での優生政策の補償状況を説明するなどした。結果的に、私が紹介したスウェーデンでの支払額を参考に、1人当たり320万円となったようだ。

当時は、前年に初の国家賠償請求訴訟が起きたばかりで、国会ができる限りの対応を早期に取ったのは良かったと思う。ただ、最高裁で1人当たり最大1650万円の賠償額が確定した今となっては、一時金の支給額は不十分だ。私も責任を感じている。国は速やかに制度を見直し、被害者に謝罪するとともに、支給額を司法で示された賠償額まで引き上げるべきだ。

人権救済におけるメディアの影響力は非常に大きい。訴訟が起きるまで旧法の問題にメディアがあまり関心を示さなかった点は残念に思う。国の政策や動向をチェックし、問題を投げかける報道を続けてほしい。

16年に起きた知的障害者施設「津久井やまゆり園」の殺傷事件が示唆するように、「人間の生命には優劣がある」という考え方はいまだに根強い。最近でも、少子高齢化を背景に「高齢者は老害化する前に集団自決みたいなものを」という発言が波紋を呼んだ。

以前より人権意識が高まった現代であっても、社会情勢次第では「人の選別」へと風潮が揺れ動きかねない。今回の判決を契機に、改めて一人一人が差別は許されないと意識することが求められる。

（社会部　山下真範）

障害者理解推進法　障害者に対する不当な差別の解消や、社会参加の推進などを目的とする法律。2016年に施行され、3年ごとに見直しが行われている。

除斥期間　「不法行為から20年を経過した時は損害賠償請求権が消滅する」とした改正前の民法の規定について、最高裁が1989年の判決で「除斥期間」のことをいうと判示。「時の経過で権利は自動的に消滅する」とした。だが、3日の大法廷判決は「著しく正義・公平に反する場合」は例外として判例を変更した。

旧優生保護法の下での被害と救済に向けた動き

1948年	旧優生保護法が成立。96年までに不妊手術を受けた総人数：約2万5000人、うち同意をしなかった人数：1万6475人
96年	旧法にあった強制手術の根拠規定を削除し、母体保護法に改正
2015年	宮城県の女性が日本弁護士連合会に人権救済を申し立て
18年	宮城県の別の女性が仙台地裁に全国初の提訴
19年	被害者に320万円の一時金を支払う救済法が成立
22～23年	四つの高裁判決で国に1人当たり最大1650万円の賠償命令
24年7月3日	最高裁大法廷が国の賠償責任を認める判決 ▶旧法は憲法違反で、立法自体が違法 ▶国には損害賠償責任がある 岸田首相が「政府として真摯（しんし）に反省し、心から深くおわび申し上げる」と謝罪する発言

国立病院機構仙台医療センター
総合精神神経科部長

岡崎 伸郎 氏

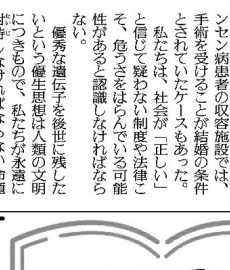

おかざき・のぶお　専門は精神病理学。日本精神神経学会理事などを歴任。同学会が今年2月に公表した旧法に関する調査報告書に携わった。66歳。

医学の負の歴史 教訓に

裁判を通じて、旧優生保護法をつくった立法府と、強制不妊手術を推進した行政府の責任が厳しく問われた「国会と政府は、優生政策の問題点を速やかに総括した上で、被害者への補償を急ぐべきだ。一方、手術に深く関わった私たち医師も自ら問題を検証し、教訓を後世に伝えていかなければならない。

2018年に全国初の訴訟が起こされたことを機に、私を含む日本精神神経学会法委員会のメンバーは、精神科医が優生政策の中で担った役割について検証を始めた。過去の資料分析や医師らへのインタビューなど約6年に及ぶ調査では、国主導でつくられた強制不妊手術のシステムに精神科医も無関心、無批判のまま深く関わっていたという事実が浮かび上がった。

日常的に精神障害者や知的障害者を診察する中、当事者の親や施設関係者から依頼や相談を受けるなどして、優生手術を行う申請者となっていた。手術件数が全国最多の北海道では、1955年までに実施された約1000件の手術の9割超で申請作業を担当していた。神奈川県では、62年度に行われた38件全てで申請を担い、優生保護審査会の委員として手術を承認する役割も負っていた。

残念ながら、当時の精神医療界で、優生手術を問題視する機運が高まることはなかった。70年代以降、障害者の人権擁護への意識が広まったが、優生手術の問題点は長らく見過ごされた。

戦後の食糧難や人口増の中、戦後復興を急ぐという当時の共通認識もあいまって、優生思想が医師を含む国民に広く浸透していたということだろう。「愛の十万人県民民運動」と銘打ち、政官財、メディア、医療、教育、福祉業界が一体となって優生施策を推進した宮城県のような例は象徴的だ。

強制不妊手術は不条理そのものなのに、誰も声を上げなかったのはなぜか。それは、当時の価値観に基づく「善意」からの行動だったからではないかとも思う。患者やその家族が社会に受け入れられるように、国が構築したシステムの担い手となっていた側面は否定できない。ハンセン病患者の収容施設では、手術を受けることが結婚の条件とされていたケースもあった。

私たちは、社会が「正しい」と信じて疑わない制度や法律こそ、危うさをはらんでいる可能性があると認識しなければならない。

優秀な遺伝子を後世に残したいという優生思想は人類の文明につきもので、私たちが永遠に対峙しなければならない命題だ。特に次代を担う若い医師たちには、医学の負の歴史に向き合う勇気を持ち、悲劇を繰り返さないための考えを深めてほしい。

（社会部　吉沢邦彦）

広告　企画・制作 読売新聞社ビジネス局

未来のマネーフェス2024
楽しく学べる金融経済教育

リアル会場／500名様 & オンライン配信

プログラム

前半オープニング／さや香		
1限目	銀行	みずほ銀行　個人業務部 資産形成チーム 次長 深谷 太郎氏
2限目	証券	SMBC日興証券　Chief Investment Office 安藤 裕康氏
後半オープニング／ビスケットブラザーズ		
3限目	カード	ダイナースクラブ（発行会社:三井住友トラストクラブ）　営業取締役 マーケティング本部長 野泉 和宏氏
4限目	保険	太陽生命　広報部PR推進課課長代理 菊地 代憲氏

ホワイエでは、協賛各社がブースを展開！（12時-17時まで）
イベントの前後に立ち寄って知識を深めよう！

生徒　さや香 お笑い芸人　ビスケットブラザーズ お笑い芸人　高山一実 タレント　どなたでも参加OK！　司会 市來玲奈 日本テレビアナウンサー

2024.7.27(土) 13時-16時(予定)
大手町三井ホール
千代田区大手町1-2-1 Otemachi One 3F［大手町駅C4・C5出口直結］

参加無料　事前申込制
応募サイトより必要事項を記入の上申し込みください。
https://yab.yomiuri.co.jp/adv/moneyfes
お申込みはコチラから
応募締切　会場参加 7.17(水) 13:00まで ※応募者多数の場合は抽選　オンライン配信視聴 7.26(金) 23:59まで

「お金」や「経済」の仕組みを、楽しく・わかりやすく・おもしろく！
これから役立つ知識をギュッと詰めこみ、
人生を豊かにする授業がここに開講！皆様ぜひ奮ってご参加ください。

主催 読売新聞社
後援 キャッシュレス推進協議会
特別協力 吉本興業
協力 日テレ アックスオン
協賛 MIZUHO　SMBC日興証券　Diners Club INTERNATIONAL（発行会社:三井住友トラストクラブ）　太陽生命

お問い合わせ先／未来のマネーフェス事務局 03-5244-5362（平日10:00～18:00）
※イベントやプログラム、出演者は予告なく変更されることがあります。
※取得した個人情報は読売新聞社個人情報保護方針に従って適正に管理いたします。